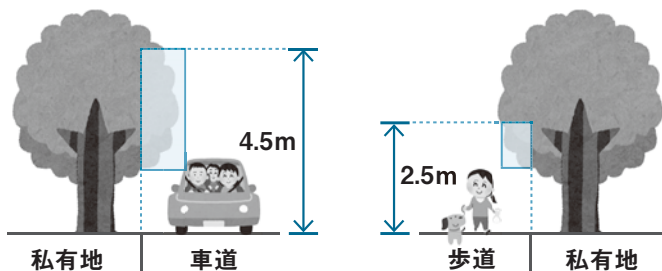


道路上に張り出した樹木の管理をお願いします！

道路や歩道への樹木の張り出しや、枯れ木・落枝等が、歩行者や自動車等の通行に支障を来す場合があります。

私有地から張り出している樹木は土地所有者に所有権があるため、村で剪定・伐採ができません。樹木の張り出しや枯れ木・落枝等が原因で交通事故等が発生してしまった場合、所有者に責任が問われる場合があります。

道路沿いの土地所有者は、自己所有地(私有地)から樹木等が右図のような状況になっていないか定期的な確認と、剪定・伐採等をお願いします。



□ …剪定・伐採が義務付けられています。

道路法第30条および道路構造令12条では道路を安全に通行するため、車道の上4.5メートル、歩道の上2.5メートルの範囲に通行の障害になる物(樹木・看板など)は置いてはいけないと規定されています。

【問い合わせ】都市整備課管理担当(☎282-1711 内線1243)



国民健康保険に加入している皆さんへ

特定健康診査を受診しましょう！

5月1日から、指定医療機関における平成29年度の特定健康診査(特定健診)がスタートしました。特定健診は、東海村国民健康保険に加入している40～74歳の方は、1年に1度、無料で受診することができます。

3月31日時点で国民健康保険に加入していた方には、4月末に受診券を郵送していますので、必要な手続き等については、同封したチラシをご覧ください。なお、人間ドックの補助金の申請方法等については、「健康カレンダー」または「広報とうかい」(3月25日号)をご覧くださいの上、申請してください。

【問い合わせ】福祉保険課国保年金担当(☎282-1711 内線1131)

【特定健診を受けていれば！】

体の小さな異変に早い段階で気付く

生活習慣病等が進行する前に病院を受診

治療に掛かる費用や時間が少なく済む

経済的で健康寿命※を延ばすために効果的！



【特定健診を受けていないと…】

自覚症状がないまま病気が進行

生活習慣病等の発見が遅れる

重症化の恐れも…

治療が長期化したり、入院が必要となったりする可能性が…

仕事や家計に大きな影響を与え、健康寿命が短くなる



※健康上の問題で日常生活に不自由のない期間のことです(東海村の健康寿命(平成27年度) 男性：65.5歳 女性66.9歳)。

【特定健診を受けていないと、こんな影響も！】

特定健診の受診率が低い保険者には、ペナルティとして後期高齢者支援金が増額される仕組みとなっています。その結果、国保の財政が厳しくなり、将来的に国民健康保険税の引き上げにつながる可能性があります。

40～50歳代の方へ

疲れがなかなか取れなかったり、おなか周りが気になったりしていませんか？ メタボリックシンドロームの割合が増え始める年代です。働き盛りの年代だからこそ、自分と家族のために特定健診を受けましょう。

60～70歳代の方へ

生活の中で体力の低下を感じていませんか？ 体の変化にいち早く気付くことは、病気の早期発見・治療につながります。これまでの生活習慣を見直し、若さを保ち生き生きと過ごすために特定健診を受けましょう。